

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月18日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社BCJ - 44
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ - 44 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ - 44をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ニチイ学館をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社ニチイ学館

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式（以下「対象者株式」といいます。）

新株予約権

- イ 2015年6月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（通常型）（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月25日から2045年7月24日まで）
- ロ 2015年6月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（株式報酬型）（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月25日から2045年7月24日まで）
- ハ 2016年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（株式報酬型）（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月26日から2046年7月25日まで）
- ニ 2017年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（株式報酬型）（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年7月25日から2047年7月24日まで）
- ホ 2018年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（株式報酬型）（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年7月24日から2048年7月23日まで）
- ヘ 2019年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（株式報酬型）（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年7月23日から2049年7月22日まで）

### (3)【公開買付期間】

2020年5月11日（月曜日）から2020年8月17日（月曜日）まで（68営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（27,586,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（37,942,909株）が買付予定数の下限（27,586,100株）以上となりましたので、公開買付開始公告（2020年6月22日付、2020年7月9日付及び2020年7月31日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書（2020年5月19日付、2020年6月22日付、2020年6月25日付、2020年7月9日付、2020年7月31日付及び2020年8月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2020年8月18日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	37,449,109（株）	37,449,109（株）
新株予約権証券	493,800	493,800
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	37,942,909	37,942,909
（潜在株券等の数の合計）	（493,800）	（493,800）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	379,429
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	4,938
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	163,494
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2019年9月30日現在)(個)(g)	641,547
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$ )(%)	82.47

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2019年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2020年2月10日に提出した第48期第3四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、( )対象者が2020年5月8日に公表した「2020年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2020年3月31日現在の対象者の発行済株式数(73,017,952株)に、( )対象者が2019年6月26日付で提出した第47期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の全ての本新株予約権(1,460,300個(目的となる株式数:1,460,300株))から、2019年4月1日以降2020年5月7日までに行使され又は消滅した本新株予約権(980,400個(対象者によれば、第1回新株予約権923,400個(目的となる株式数:923,400株)、第2回新株予約権10,800個(目的となる株式数:10,800株)、第3回新株予約権13,700個(目的となる株式数:13,700株)、第4回新株予約権15,300個(目的となる株式数:15,300株)、及び第5回新株予約権17,200個(目的となる株式数:17,200株)))を除いた数の本新株予約権(479,900個(対象者によれば、第1回新株予約権370,200個(目的となる株式数:370,200株)、第2回新株予約権27,700個(目的となる株式数:27,700株)、第3回新株予約権28,200個(目的となる株式数:28,200株)、第4回新株予約権28,400個(目的となる株式数:28,400株)、及び第5回新株予約権25,400個(目的となる株式数:25,400株)))に、対象者が2019年11月13日付で提出した第48期第2四半期報告書に記載された2019年7月22日現在の全ての第6回新株予約権(32,800個(目的となる株式数:32,800株))から、2019年7月23日以降2020年5月7日までに行使され又は消滅した第6回新株予約権(対象者によれば、13,800個(目的となる株式数:13,800株))を控除した数の第6回新株予約権(対象者によれば、19,000個(目的となる株式数:19,000株))を加算した数の2020年5月7日現在の本新株予約権(498,900個)の目的となる株式数(498,900株)を加算した数(73,516,852株)から、( )対象者決算短信に記載された2020年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(7,682,005株)を控除した株式数(65,834,847株)に係る議決権の数である658,348個を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。